

宮城県内における令和2年国勢調査広報業務公募型企画提案 募集要領

この要領は、宮城県内における令和2年国勢調査広報業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型企画提案方式により、優れた提案及び能力を有し最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 案件名 宮城県内における令和2年国勢調査広報業務

2 目的

国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査である。国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政において利用されている。また、民間企業や研究機関においても広く利用され、そのような利用を通じて国民生活に役立てられている。

そして、この国勢調査を正確かつ円滑に実施するためには、本県の人口構造や地域特性を踏まえた独自の広報を展開する必要がある。

したがって、本業務委託は、各種情報発信や啓発事業の企画・運営に関して豊富なノウハウを有する民間企業等の企画提案の能力を活用した広報を実施することにより、調査の仕組みや重要性等について広く県民に周知を図り、世帯からの回答を確実に得ることを目的とする。

なお、令和2年国勢調査では、オンライン回答を積極的に推進していることから、回答者をオンライン回答へ誘導するとともに、特に外国人・若年層をターゲットとした広報を展開することが求められる。

3 業務内容

別紙「宮城県内における令和2年国勢調査広報業務に係る企画提案仕様書」のとおり

4 予定委託期間

契約締結日から令和2年10月30日まで

5 実施場所

宮城県内

第2 委託上限額

金10,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- 3 宮城県内に本社（本店）または代表者により入札等に関する権限の委任を受けた者が所属する支店（営業所）を有していること。
- 4 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 「宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）」別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 6 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当しない者であること。
- 7 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者であること。
- 8 国、地方公共団体、独立行政法人及び法令に基づく公社等から、過去5年以内に本業務と同等程度の広報実施業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

第4 スケジュール（予定を含む）

- 1 企画提案募集開始 令和2年4月21日（火）
- 2 企画提案書作成等に関する質問受付期限 令和2年5月8日（金）
- 3 企画提案書作成等に関する質問回答期限 令和2年5月12日（火）
- 4 企画提案書等の提出期限 令和2年5月19日（火）
- 5 企画提案書の書面審査（6者以上の場合に限る） 令和2年5月21日（木）
- 6 書面審査の結果発表（6者以上の場合に限る） 令和2年5月下旬
- 7 企画提案書のプレゼンテーションの実施 令和2年5月下旬
- 8 選考結果の通知・公表 令和2年6月中旬
- 9 見積合せ、委託業務の締結 令和2年6月中旬

第5 応募手続

1 企画提案書等の提出手続

本業務の企画提案書等の提出手続については、次に掲げるとおりとする。

（1）提出書類

- イ 企画提案参加申込書（様式第1号）1部
- ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第2号）1部
- ハ 企画提案書10部

※任意様式。A4判片面印刷で35ページ以内（表紙及び目次はページ数に含まない）。
ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。

- ニ 同種・同等業務の受託実績（任意様式）10部
- ホ 業務の実施体制書（任意様式）10部
- ヘ 業務の実施工程表（任意様式）10部
- ト 経費概算見積書（任意様式。項目別積算内訳の概要を示すこと。）1部

（2）提出期限 令和2年5月19日（火）（必着）

（3）提出方法 当課への持参又は郵送での提出とする。

※持参の場合は、平日（祝祭日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

（4）提出先

- イ 名称 宮城県震災復興・企画部統計課国勢調査班
- ロ 住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
(宮城県自治会館3階301会議室)

（5）その他

- イ 企画提案は「1者1案」とする。
- ロ 提出された書類の返却、差替え、変更、取消及び再提出には応じない。
- ハ 書類の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第3号）を提出すること。
ただし、この場合も書類の返却には応じない。
- ニ 書類の提出後は、書類の内容等について説明を求めることができる。

2 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

本業務の企画提案書等の作成に関する質問及び回答の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

ただし、具体的な記載内容及び評価基準についての質問は、公平性の確保及び公正な選考の観点から一切回答しない。

(1) 受付期間

公募開始日から令和2年5月8日（金）午後3時まで

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第4号）により，電子メールに添付して提出すること。

ロ 電子メールアドレスは，次のとおりとする。

toukeik@pref.miyagi.lg.jp【宮城県震災復興・企画部統計課国勢調査班】

ハ 電話や口頭，受付期限後の質問は一切受け付けない。

ニ 回答方法

質問に対する回答は，令和2年5月12日（火）までに宮城県震災復興・企画部統計課のホームページに掲載する。（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>）

第6 企画提案（プレゼンテーション）の審査

本業務への企画提案内容を審査するため，次に掲げる内容によりプレゼンテーション審査を実施する。

1 契約予定者の選定方法

発注者が設置する選定委員会において，下記2の審査項目及び配点に基づき提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し，最も優れていると判断された事業提案者を委託候補者として選定する。

ただし，応募者多数の場合は，応募書類のみに基づく一次選考を行い，これを通過した応募者をプレゼンテーション審査の対象とする。この場合，一次選定の結果は，確定後，速やかに応募者全員に文書で通知する。

2 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により審査を行うものとする。

審査項目		審査基準	配点
企画提案の内容	企画力	令和2年国勢調査の趣旨や訴求すべき内容に基づき，社会全体の関心を高めるような内容となっているか。	30
	訴求性	・分かりやすく，多くの県民の回答意欲を促すものであるか。 ・訴求対象に応じた効果的な広報の工夫がなされているか。	30
	独創性	単なる告知ではなく，国勢調査の意義や役割・重要性を県民に的確に伝えるための，独創性，創意工夫のある提案内容となっているか。	30
業務遂行体制		・実施体制及び事業の効率性は適切か。 ・実施スケジュールは計画的で適切か。	10
合計			100

3 書類審査（6者以上の場合に限る）

- (1) 実施日 令和2年5月21日（木）
- (2) 審査の実施方法
応募のあった企画提案書について上記2の審査項目及び配点に基づいて審査する。
- (3) 書類審査結果の通知
審査終了後、速やかにすべての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

4 プレゼンテーション審査

- (1) 実施日 令和2年5月下旬
- (2) 実施会場 宮城県庁6階南側震災復興・企画部会議室
- (3) 実施方法
 - イ 出席者は、1企画提案者につき3名以内とする。
 - ロ 1企画提案当たりの持ち時間は、25分以内（説明15分以内・質疑応答10分以内）とし、後日指定する時間割により企画提案者毎に個別に行うものとする。
 - ハ 企画提案者は、事前に提出した各種書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
 - ニ パソコンを使用してのプレゼンテーションを希望する場合は、企画提案書等を提出する際に併せて申し出ること。この場合、プロジェクターやスクリーンは発注者が用意し、その他の必要な物については、企画提案者が用意するものとする。
- (4) 企画提案の内容
企画提案に当たっては、別紙「宮城県内における令和2年国勢調査広報業務に係る企画提案仕様書」の第3（1）及び（2）の業務内容を踏まえ、上記2の審査項目の趣旨を勘案し、企画提案を行うこと。
- (5) 審査の実施方法
プレゼンテーション実施後、各選定委員が上記2の審査項目及び配点に基づき提案者の評価点を計算し、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を業務委託候補者として選定する。また、評価点の合計点数が同点の場合は企画提案時に提出する経費概算見積書が低い者を業務委託候補者とする。
なお、各選定委員の採点した評価点の平均点が60点未満の場合は不採択とする。

第7 失格事由

企画提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- 1 提出された各種書類に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- 2 本募集要領及び仕様書に従っていない場合
- 3 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 4 第6に掲げるプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- 5 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (1) 参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
 - (3) 参加者は業務委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
 - (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案には参加させず、又は執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- 6 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第8 提案者が1者又は無い場合の取り扱い

企画提案が1案の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合は、企画提案書を提出した者を業務委託候補者として選定する。また、企画提案者が無い場合には、選定委員会に諮った上で再度企画提案を募集するものとする。

第9 選定・非選定結果の通知方法

審査の終了後、プレゼンテーション審査に出席した企画提案者に対し、審査結果を書面にて通知し、企画提案者の名称や点数等を公表する。また、公表に当たっては、選定された受託候補者以外は個別の評価点が特定されないよう配慮する。

なお、審査内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとし、いかなる異議申立も受け付けないものとする。

第10 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

1 受託者の決定

発注者において決定した業務委託候補者を最優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、最優先交渉者と見積合わせを行い、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約予定者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を業務委託候補者とする。

2 契約書の作成

発注者と業務委託候補者で協議した上で契約書を作成する。

3 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わない。

4 その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「宮城県内における令和2年国勢調査広報業務に係る企画提案仕様書」に記載されている事項を基本として、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約を締結する場合がある。

第11 留意事項

1 本業務への企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

2 発注者は、公募型企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは公募型企画提案方式の執行を延期または取り止めることがある。

3 業務委託により得られた成果は、全て発注者に帰属するものとする。また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用（加工・編集）できるものとする。

4 受注者は、本業務（再委託した場合も含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

第12 情報公開条例等に基づく開示の可能性

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他法令の規定に基づき、開示する場合がある。

第13 問い合わせ先

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号 宮城県自治会館301会議室

宮城県震災復興・企画部統計課国勢調査班担当：齋藤

電話番号：022-226-8977 FAX：022-211-2498

E-mail：toukeik@pref.miyagi.lg.jp